

② 統一運動同盟内の指導機関によつて是時着手すべき主要任務は次の如きである。

(1) 統一同盟全国常任委員会へ本同盟に關する全国的な聯絡と指導統一の確立を促す事。

(2) 統一同盟と所屬党内へ、其の他本同盟に關する諸般の政策の確立。

③ 本同盟の地方的な同盟の如き方法によつて一般化し指導すること。

(1) 各地域及地方同盟の大會を開催せしめ、保険法に対する加盟工場の特許(五分額と十分介回)の要求罷業の決議、及実行をせしめ、大衆の一般の同盟の訓練並びに支配階級への示威を敢行すること。

(2) 各工場に於て出来得る限り地方的に同一の期を以て被保険者の大會を開催せしめ、要求項目並に保険料強制徴収反対——保険料不納——の決議を以て政府(内務省、管轄の保険署)及資本家に示威をなすこと。

(3) 労働争議を起す場合は、要求項目が出来得る限り共通の同盟題目を定むるが如く統制し、以つて他工場への宣傳力を増大して、一般化する事。

(4) 同盟内の同盟発展の度毎に、これを具體的資料として、その担当者、並に指導機関は一般化に對し指導をする事。

(4) 本運動に關しては、統一同盟たりと、評議會内とも同はが一切の報告を必ず評議會内にも用はず一切の報告を必ず評議會本部に(新聞原稿でなく)通信すること。

従来労働争議を一般化し、政治的ストライキへの発展を劃して、一工場の争議を(それが主として)その工場のみの特権利害の要求であるの(他)他工場へ宣傳し、燃起して、以つて擴大することと勉めて来た。

斯かる争議の方針は各工場毎の同盟の綜合である。この方針方法によつては決して眞実に同盟を一般化することは出来な~~い~~。

而らば直に、健康保険の問題によつて全般的な政治的ストライキ総罷業をなし得る條件は未だ備はつておかない。そこで今日に於ては尚又今後に於ては斯る全般的同盟題目によつて、大衆を全般的同盟に動員して訓練する方法を学ばねばならない。斯る大衆の動員は、各組合員がその同盟の決定に従ひ、積極的に行動することによつてこの動員を齎すことが出来る。従つて各組合の指導機関は一般組合員の統制と指導を充分にしなげねばならない。

一月七日

中央常任委員会